

令和 2 年 3 月

お客さま各位

佐賀信用金庫

## 各種規定等の一部改定および電子化のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和 2 年 4 月に施行される民法（債権法）の改正を踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日（水）より下記のとおり各種規定等の改定を行います。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定は、当金庫ウェブサイトに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、令和 2 年 4 月 1 日以降、口座開設時等に配布していた規定集（冊子）を廃止し、規定の交付を原則取り止めさせていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、印刷された規定の交付をご希望の方は、当金庫本支店窓口までお申し出ください。

### 記

#### 1. 各種規定等の主な改定内容

- ① マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインの内容を踏まえた改定
- ② 定期性預金の満期日前解約の制限の明確化
- ③ 成年後見人等が後見制度の対象となった場合の届出の義務化
- ④ 各種規定等変更時の周知方法等の明確化
- ⑤ その他法令対応等

#### 2. 各種規定等のウェブサイトへの掲載

今回改定する各種規定等について、改定日までに当金庫ウェブサイトに掲載いたします。

#### 3. 改定日

2020 年 4 月 1 日（水）

#### 4. 改定する各種規定等

※「改定内容」の番号は、1.にあります主な改定内容の番号となります。

規定等名称	改定内容
<b>■ 流動性預金関連規定</b>	
●当座預金規定	①・④・⑤
●流動性預金等 共通規定	①・③・④
●後見支援預金特別約定	新規商品販売に伴う新規制定
<b>■ 定期性預金関連規定</b>	
●定期性預金等 共通規定	①・②・③・④
●期日指定定期預金規定	②
●自動継続期日指定定期預金規定	②
●自由金利型定期預金（M型）規定	②
●自動継続自由金利型定期預金（M型）規定	②
●自由金利型定期預金規定	②
●自動継続自由金利型定期預金規定	②
●変動金利定期預金規定	②
●自動継続変動金利定期預金規定	②
●積立定期預金規定	②
●財産形成貯蓄預金規定	②
●財形年金預金規定	②
●財形住宅預金規定	②
●定期積金規定	⑤
<b>■ キャッシュカード関連規定</b>	
●しんきんネットキャッシュサービス規定	④
●デビットカード取引規定	④・随時見直し
●Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定	④
<b>■ 各種サービス関連規定</b>	
●振込規定	新規制定
●しんきん自動振込約定	随時見直し
●さがしんホームバンキングサービス取扱規定	随時見直し
●しんきん個人インターネットバンキングサービス	④
●ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（個人 IB）	サービス提供に伴う新規制定
●しんきん法人インターネットバンキングサービス	④
●ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人 IB）	サービス提供に伴う新規制定
●しんきんテレホンバンキングサービス利用規定	随時見直し

5. 各種規定等の主な改定部分の新旧対照表

① マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインの内容を踏まえた改定

《例》「流動性預金等 共通規定」の改定部分

旧	新	備考
<p>1. (証券類の受入)</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. (預金の解約等) (1) (2) ① ②この預金の預金者が「共通規定」第8条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合</p>	<p>1. (証券類の受入)</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第4条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. (取引の制限等) <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u> <u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。</u> <u>届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(4) 前1項から前3項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>4. (預金の解約等) (1) (2) ① ②この預金の預金者が「共通規定」第9条第1項に違反した場合 <u>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁 関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合</u></p>	<p>省略</p> <p>一部変更</p> <p>追加</p> <p>番号変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>一部変更</p> <p>追加</p> <p>番号変更</p>

② 定期性預金の満期日前解約の制限の明確化

《例》「定期性預金等 共通規定」の改定部分

旧	新	備考
<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>-(1)-この預金を解約または書替継続するときは、証書(当金庫所定の払戻請求書)の所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>-(2)-期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。</p> <p>-(3)- ①～③</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書(当金庫所定の払戻請求書)の所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(4)</u> ①～③ <u>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p>	<p>番号変更 追加</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更 省略 追加</p> <p>追加</p>

《例》「期日指定定期預金規定」の改定部分

旧	新	備考
<p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および「共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥</p> <p>(4)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～⑥</p> <p>(4)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略 一部 追加変更</p> <p>省略 省略</p> <p>省略</p>

③ 成年後見人等が後見制度の対象となった場合の届出の義務化

《例》「流動性預金等 共通規定」の改定部分

旧	新	備考
<p>6. (成年後見人等の届出)                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p>	<p>7. (成年後見人等の届出)                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。                      また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</p>	<p>番号変更                       文言追加</p>

④ 各種規定等変更時の周知方法等の明確化

《例》「流動性預金等 共通規定」の改定部分

旧	新	備考
	<p>14. (規定の変更)                      (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。                      (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>追加</p>

⑤ その他法令対応

今回の改定に伴う各種規定の新旧対照表は、次ページ以降をご参照下さい。

以上

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>第3条（本人振込み）</p> <p>当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>第3条（本人振込み）</p> <p><u>(1)</u>当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p><u>(2)</u>当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>(1)番号付与</p> <p>(2)追加</p>
<p>第4条（第三者振込み）</p>	<p>第4条（第三者振込み）</p>	<p>省略</p>
<p>第5条（受入証券類の不渡り）</p>	<p>第5条（受入証券類の不渡り）</p>	<p>省略</p>
<p>第6条（手形、小切手の金額の取扱い）</p>	<p>第6条（手形、小切手の金額の取扱い）</p>	<p>省略</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p>	<p>省略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p>	<p>省略</p>
<p>第9条（支払の範囲）</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p>	<p>省略</p>
<p>第10条（支払の選択）</p>	<p>第10条（支払の選択）</p>	<p>省略</p>
<p>第11条（過振り）</p>	<p>第11条（過振り）</p>	<p>省略</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p>	<p>省略</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p>	<p>省略</p>
<p>第14条（印鑑等の届出）</p>	<p>第14条（印鑑等の届出）</p>	<p>省略</p>
<p>第15条（届出事項の変更）</p>	<p>第15条（届出事項の変更）</p>	<p>省略</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p>	<p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>第 18 条（線引小切手の取扱い）</p> <p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>第 20 条（利息）</p> <p>第 21 条（残高の報告）</p> <p>第 22 条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>この預金は、譲渡または質入れすることはできません。</p>	<p>第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>第 18 条（線引小切手の取扱い）</p> <p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>第 20 条（利息）</p> <p>第 21 条（残高の報告）</p> <p>第 22 条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>この<u>当座勘定</u>は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p><u>第 23 条（反社会勢力との取引拒絶）</u></p> <p><u>この当座勘定は、後記第 2 5 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 2 5 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>第 24 条（取引の制限等）</u></p> <p><u>（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>（2）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。</u></p> <p><u>届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>一部変更 追加</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第23条（解約） （1）</p>	<p><u>（3）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>（4）前1項から前3項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第25条（解約） （1） <u>（2）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u> <u>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u> <u>また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>① <u>当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p>	<p>備考</p> <p>番号変更 省略 （2）追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(2) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u>  <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u>  <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u>  <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u>  <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること</u></p> <p><u>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u>  <u>A. 暴力的な要求行為</u>  <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u>  <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u>  <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u>  <u>E. その他AからDに準ずる行為</u></p> <p><u>(3)この当座勘定がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>(4) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>	<p>(3)追加 番号変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第 24 条（取引終了後の処理）</p> <p>第 25 条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>第 26 条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①～③</p>	<p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第 26 条（取引終了後の処理）</p> <p>第 27 条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>第 28 条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記③の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、<u>同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は</u>自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①～③</p> <p><u>第 29 条（成年後見人等の届出）</u></p> <p><u>（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p><u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p><u>（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p><u>（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、ただちに書面によって届出てください。</u></p>	<p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更・一部追加</p> <p>省略追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、ただちに書面によって届出てください。</u></p> <p><u>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>第30条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</u></p> <p><u>(1) この当座勘定は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</u></p> <p><u>なお、この当座勘定に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p><u>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</u></p> <p><u>① 相殺通知は書面によるものとします。</u></p> <p><u>② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。</u></p> <p><u>ただし、この当座勘定で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</u></p> <p><u>③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。</u></p> <p><u>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算についてはその期間を相殺 通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。</u></p> <p><u>また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</u></p> <p><u>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</u></p> <p><u>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。</u></p> <p><u>ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p> <p><u>第31条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</u></p> <p><u>(1) この当座勘定について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日</u></p> <p><u>ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p>	追加

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>④ この当座勘定が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>① この当座勘定について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日</u></p> <p><u>② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等</u></p> <p><u>第 32 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p><u>(1) この当座勘定について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの当座勘定に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの当座勘定に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。</u></p> <p><u>この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</u></p>	追加

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p>① <u>この当座勘定については、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</u></p> <p>② <u>この当座勘定について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>この当座勘定に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>④ <u>この当座勘定に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>（４）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当金庫がこの当座勘定に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。</u></p> <p>② <u>この当座勘定について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u></p> <p>③ <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>	

## ■当座勘定規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>第 33 条（規定の変更）</u></p> <p><u>（ 1 ） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（ 2 ） 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	追加

## ■流動性預金等規定集 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (証券類の受入)</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>1. (証券類の受入)</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第4条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>3. (取引の制限等)</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。</u></p> <p><u>届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>省略</p> <p>一部変更</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■流動性預金等規定集 新旧対照表

旧	新	備考
<p>3. (預金の解約等)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>①</p> <p>②この預金の預金者が「共通規定」第8条第1項に違反した場合</p> <p>㊦この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合</p> <p>4. (預入支払機での通帳による預金の払戻し)</p> <p>5. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</p> <p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>7. (印鑑照合等)</p> <p>8. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p><u>(4) 前1項から前3項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>4. (預金の解約等)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>①</p> <p>②この預金の預金者が「共通規定」第9条第1項に違反した場合</p> <p><u>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合</u></p> <p>5. (預入支払機での通帳による預金の払戻し)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p><u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>9. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>備考</p> <p>番号変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>②一部変更</p> <p>③追加</p> <p>④番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>(1)</p> <p>文言追加</p> <p>省略</p> <p>8~10</p> <p>番号変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■流動性預金等規定集 新旧対照表

旧	新	備考
<p>10. (通知等)</p> <p>11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>12. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>	<p>11. (通知等)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>13. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>14. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>11～13 番号変更</p> <p>追加</p>

## ■ 定期性預金等規定集 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (証券類の受入)</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>1. (証券類の受入)</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第4条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. (取引の制限等)</p> <p><u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に もとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。</u></p> <p><u>届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>省略 条項番号 変更</p> <p>追加</p>

## ■ 定期性預金等規定集 新旧対照表

旧	新	備考
<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>—(1)—この預金を解約または書替継続するときは、証書（当金庫所定の払戻請求書）の所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>—(2)—期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。</p> <p>—(3)—</p> <p>①～③</p> <p>4. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等)</p> <p>5. (印鑑照合)</p> <p>6. (譲渡・質入れの禁止)</p>	<p><u>(4) 前1項から前3項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書（当金庫所定の払戻請求書）の所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p>①～③</p> <p><u>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>5. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等)</p> <p>6. (印鑑照合)</p> <p>7. (譲渡・質入れの禁止)</p>	<p>番号変更 追加</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更 省略 追加</p> <p>追加</p> <p>番号変更 番号変更 番号変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 定期性預金等規定集 新旧対照表

旧	新	備考
<p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>9. (通知等)</p> <p>10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>11. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p><u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>10. (通知等)</p> <p>11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>12. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>13. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>番号変更 (1) 文言追加</p> <p>省略</p> <p>番号変更 番号変更 番号変更 番号変更 追加</p>

## ■ 期日指定定期預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および「共通規定」第 3 条第 3 項の規定により解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①~⑥</p> <p>(4)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第 4 条第 1 項および「共通規定」第 4 条第 4 項の規定により満期日前に解約する場合には</u>、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①~⑥</p> <p>(4)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 自動継続期日指定定期預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(5) <del>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および「共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</del></p> <p>①~⑥</p> <p>(6)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(5) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①~⑥</p> <p>(6)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(5)一部 追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および「共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①~④</p> <p>(4)</p> <p>3. (中間利息定期預金)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には</u>、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①~④</p> <p>(4)</p> <p>3. (中間利息定期預金)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および「共通規定」第三条第三項の規定により解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①~④</p> <p>(4)</p> <p>3. (中間利息定期預金)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には</u>、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①~④</p> <p>(4)</p> <p>3. (中間利息定期預金)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 自由金利型定期預金（大口定期）規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および「共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>①～③</p> <p>(4)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>①～③</p> <p>(4)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および「共通規定」第 3 条第 3 項の規定により解約する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>①~③</p> <p>(5)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) <u>この預金を「共通規定」第 4 条第 1 項および「共通規定」第 4 条第 4 項の規定により満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>①~③</p> <p>(5)</p> <p>3. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■変動金利定期預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および「共通規定」第 3 条第 3 項の規定により解約する場合は、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。</p> <p>〔 単利型 〕</p> <p>〔 複利型 〕</p> <p>(4)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を</u>「共通規定」第 4 条第 1 項および「共通規定」第 4 条第 4 項の規定により<u>満期日前に</u>解約する場合には、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。</p> <p>〔 単利型 〕</p> <p>〔 複利型 〕</p> <p>(4)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部 追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 自動継続変動金利定期預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合は、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。</p> <p>〔 単利型 〕</p> <p>〔 複利型 〕</p> <p>(4)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>1. (自動継続)</p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を</u>「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。</p> <p>〔 単利型 〕</p> <p>〔 複利型 〕</p> <p>(4)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 積立定期預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預入の期限等)</p> <p>2. (預金の支払時期)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <del>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および「共通規定」第 3 条第 3 項の規定により解約する場合は、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。</del></p> <p>(4)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>1. (預入の期限等)</p> <p>2. (預金の支払時期)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第 4 条第 1 項および「共通規定」第 4 条第 4 項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(4)</p> <p>4. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部 追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■財産形成貯蓄預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預入の期限等)</p> <p>2. (預金の種類、期間、継続の方法等)</p> <p>3. (預金の支払時期等)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認め、満期日前にこの預金を解約する場合、および第5条第4項の規定により解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>①~⑥</p> <p>(4)</p> <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) 「共通規定」第3条第3項各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>6. (規定の適用)</p>	<p>1. (預入の期限等)</p> <p>2. (預金の種類、期間、継続の方法等)</p> <p>3. (預金の支払時期等)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項により</u>満期日前に解約する場合、および第5条第4項の規定により解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>①~⑥</p> <p>(4)</p> <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) 「共通規定」第4条第4項各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>6. (規定の適用)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(4)一部変更</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 財形年金預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預入の方法等)</p> <p>2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)</p> <p>3. (分割、支払方法)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、および第5条第2項の規定により解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①~②</p> <p>(4)</p> <p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) やむをえない事由により、この預金を前記3.による支払方法によらずに解約する場合は、この預金すべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成年金預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。</p> <p>この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(2) 「共通規定」第3条第3項各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>1. (預入の方法等)</p> <p>2. 預金の種類、とりまとめ継続方法)</p> <p>3. (分割、支払方法)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項</u>および第5条第2項の規定により <u>満期日前に解約する場合には</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①~②</p> <p>(4)</p> <p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項により、当金庫がやむを得ないと認め、第3条</u>による支払方法によらずに <u>この預金を解約する場合は</u>、この預金すべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成年金預金ご契約の証（以下、「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。</p> <p>この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(2) 「共通規定」第4条第4項各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(1)一部追加・変更</p> <p>(2)一部変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■ 財形年金預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
6. (退職等の支払)	6. (退職等の支払)	省略
7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度超過の場合の取扱い)	7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度超過の場合の取扱い)	省略
8. (最終預入日等の変更)	8. (最終預入日等の変更)	省略
9. (支払開始日以後の支払回数の変更)	9. (支払開始日以後の支払回数の変更)	省略
10. (契約の証の有効期限)	10. (契約の証の有効期限)	省略
11. (規定の適用)	11. (規定の適用)	省略

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 財形住宅預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (預入れの方法等)</p> <p>2. (預金の種類、取りまとめ継続方法)</p> <p>3. (預金の支払方法)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、および第5条第2項の規定により解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>①～⑥</p> <p>(4)</p> <p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) やむをえない事由により、この預金を前記3.の支払方法によらず払出す場合には、この預金すべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。</p> <p>この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(2) 「共通規定」第3条第3項各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>1. (預入れの方法等)</p> <p>2. (預金の種類、取りまとめ継続方法)</p> <p>3. (預金の支払方法)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項</u>および第5条第2項の規定により<u>満期日前に</u>解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>①～⑥</p> <p>(4)</p> <p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) <u>この預金を「共通規定」第4条第1項により、当金庫がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を</u>払出す場合は、この預金すべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。</p> <p>この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(2) 「共通規定」第4条第4項各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(3)一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(1)一部追加・変更</p> <p>(2)一部変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 財形住宅預金規定 新旧対照表

旧	新	備考
6. (税額の追徴)	6. (税額の追徴)	省略
7. (差引計算等)	7. (差引計算等)	省略
8. (転職時等の取扱)	8. (転職時等の取扱)	省略
9. (非課税扱いの適用除外)	9. (非課税扱いの適用除外)	省略
10. (預入金額の変更)	10. (預入金額の変更)	省略
11. (規定の適用)	11. (規定の適用)	省略

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ 定期積金規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (掛金の払込み) この積金は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。 払込みの時は必ずこの通帳をお差出してください。</p> <p>2. (給付契約金の支払時期)</p> <p>3. (払込みの遅延)</p> <p>4. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>①</p> <p>② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、および「共通規定」第3条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③</p> <p>5. (先払割引金の計算等)</p> <p>6. (満期日以後の利息)</p> <p>7. (規定の適用)</p>	<p>1. (掛金の払込み) この積金は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。 払込みの時は必ずこの定期積金通帳をお差出してください。</p> <p>2. (給付契約金の支払時期)</p> <p>3. (払込みの遅延)</p> <p>4. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>①</p> <p>② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、および「共通規定」第4条第4項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③</p> <p>5. (先払割引金の計算等)</p> <p>6. (満期日以後の利息)</p> <p>7. (規定の適用)</p>	<p>省略 一部追加</p> <p>省略 省略</p> <p>省略</p> <p>(2)①省略 (2)② 一部変更 (2)③省略</p> <p>省略 省略 省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきんネットキャッシュサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (カードの利用)</p> <p>2. (預金機による預金の預入れ)</p> <p>3. (支払機による預金の払戻し)</p> <p>4. (振込機による振込)</p> <p>5. (自動機利用手数料等)</p> <p>6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>(1) 当金庫が代理人カードの発行を認めた場合に限り、当金庫は代理人のためのカードを発行します。</p> <p>(2) ~ (3)</p> <p>7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)</p> <p>9. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>10. (偽造カード等による払戻し等)</p> <p>11. (盗難カードによる払戻し等)</p> <p>12. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>13. (カードの再発行等)</p> <p>14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)</p> <p>15. (解約、カードの利用停止等)</p> <p>(1) ~ (2)</p>	<p>1. (カードの利用)</p> <p>2. (預金機による預金の預入れ)</p> <p>3. (支払機による預金の払戻し)</p> <p>4. (振込機による振込)</p> <p>5. (自動機利用手数料等)</p> <p>6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p><u>(1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込を依頼する場合には、本人から代理人の暗証番号を届出てください。</u></p> <p><u>この場合、当金庫は代理人のためにカードを発行します。</u></p> <p>(2) ~ (3)</p> <p>7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)</p> <p>9. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>10. (偽造カード等による払戻し等)</p> <p>11. (盗難カードによる払戻し等)</p> <p>12. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>13. (カードの再発行等)</p> <p>14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)</p> <p>15. (解約、カードの利用停止等)</p> <p>(1) ~ (2)</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(1)変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきんネットキャッシュサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。            この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。            ①～③</p> <p>(4)            16. (譲渡、貸入れ等の禁止)            17. (規定の適用)</p>	<p>(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。            この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。            ①～③  <u>④ 犯罪被害防止のために当金庫が必要と判断した場合</u>  <u>この場合は、利用停止または一部機能の停止となります。</u></p> <p>(4)            16. (譲渡、貸入れ等の禁止)            17. (規定の適用)  <u>18. (規定の変更)</u>  <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u>  <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>④追加</p> <p>省略</p> <p>追加</p>

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード〔当金庫がしんきんネットキャッシュサービス規定（以下「カード規定」といいます。）に基づいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引、利息を付さない旨の約定のある普通預金およびカードローン取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。（以下「カード」といいます。）〕を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定またはカードローン契約に基づく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>① 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人</p>	<p><b>第1章 デビットカード取引</b></p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちのいずれかの者（以下、「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード〔当金庫がしんきんネットキャッシュサービス規定（以下、「カード規定」といいます。）に<b>もとづいて</b>発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引の<b>普通預金</b>、利息を付さない旨の約定のある普通預金およびカードローン取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。（以下、「カード」といいます。）〕を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下、「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定またはカードローン契約に基づく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、<b>本章において</b>「デビットカード取引」といいます。）については、この<b>章</b>の規定により取扱います。</p> <p>① <b>日本電子決済推進機構</b>（以下、「<b>機構</b>」）と定めます。）所定の加盟店規約（以下<b>本章において</b>「規約」といいます。）を承認のうえ、<b>機構</b>に直接加盟店として登録され、<b>機構</b>の会員である一または複数の金融機関（以下、「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「直接加盟店」といいます。）<b>。</b> <b>但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</b></p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「<b>間接加盟店</b>」）と定めます。）<b>。</b> <b>但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</b></p>	<p>追加</p> <p>一部追加変更</p> <p>一部追加変更</p> <p>一部追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>③ 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</p> <p>2. (利用方法等)</p> <p>3. (デビットカード取引契約等)</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。</p> <p>この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p>③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下、「組合事業加盟店」といいます。）。</p> <p><u>但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>2. (利用方法等)</p> <p>3. (デビットカード取引契約等)</p> <p>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下<u>本章において</u>「デビットカード取引契約」といいます。）が成立<u>するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された 預金による売買取引債務の弁済の委託。</u></p> <p><u>なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p>	<p>一部追加</p> <p>省略</p> <p>一部変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>4. (預金の復元等)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、<del>本条第1項から前項に準じて取扱うもの</del>とします。</p> <p>5. (読替規定)</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p>	<p><u>② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者</u> (以下本条において「譲受人」と総称します。) に対する、<u>売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。</u></p> <p><u>なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p>4. (預金の復元等)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。</p> <p>5. (読替規定)</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、<u>同規定第5条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、</u>同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、<u>同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>省略</p> <p>一部削除</p> <p>一部追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第 8 条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第 1 4 条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>第 2 章 キャッシュアウト取引</u></p> <p><u>1. (適用範囲)</u></p> <p><u>次の各号のうちのいずれかの者（以下、「C O 加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下、「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、「C O デビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</u></p> <p><u>① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に C O 直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定の C O 直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「C O 直接加盟店」といいます。）であって、当該 C O 加盟店における C O デビット取引を当金庫が承諾したもの</u></p> <p><u>② 規約を承認のうえ、C O 直接加盟店と規約所定の C O 間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該 C O 加盟店における C O デビット取引を当金庫が承諾したもの</u></p>	新規追加

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p>③ <u>規約を承認のうえ機構にC O任意組合として登録され加盟店銀行とC O直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当金庫が承諾したもの</u></p> <p>2. (利用方法等)</p> <p><u>(1) カードをC Oデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC O加盟店にカードを引き渡したうえC O加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（C O加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</u></p> <p><u>(2) 次の場合には、C Oデビット取引を行うことはできません。</u></p> <p>① <u>停電、故障等により端末機による取扱いができない場合</u></p> <p>② <u>1回あたりのカードの利用金額が、C O加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</u></p> <p><u>(3) 次の場合には、カードをC Oデビット取引に利用することはできません。</u></p> <p>① <u>当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</u></p> <p>② <u>1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合</u></p> <p>③ <u>カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合</u></p> <p>④ <u>そのC O加盟店においてC Oデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合</u></p> <p>⑤ <u>C Oデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合</u></p>	

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>(4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、C O加盟店がC Oデビット取引を行うことができないものと 定めた商品または役務等に該当する場合には、C Oデビット取引を行うことはできません。</u></p> <p><u>(5) C O加盟店においてC O加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、C O加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。</u></p> <p><u>(6) 当金庫がC Oデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、C Oデビット取引を行うことはできません。</u></p> <p><u>(7) C O加盟店によって、C Oデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。</u></p> <p><u>その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。</u></p> <p><u>3. (C Oデビット取引契約等)</u></p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、「C Oデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりC Oデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>① 当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された 預金による対価支払債務の弁済の委託。</u></p> <p><u>なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p>	

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してC O加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買 取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価 支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p><u>4. (預金の復元等)</u></p> <p><u>(1) C Oデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、C Oデビット契約が解除 (合意解除を 含みます。) 、取消し等により適法に解消された場合 (売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてC Oデビット取引契約が解消された場合を含みます。) であっても、C O加盟店以外の第三者 (C O加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。) に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、C Oデビット取引を行なったC O加盟店にカードおよびC O加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をC O加盟店経由で請求し、C O加盟店がこれを受けて 端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をC Oデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。</u></p> <p><u>C O加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC O加盟店にカードを引き渡したうえC O加盟店をして端末機に読み取らせてください。</u></p>	

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。</u></p> <p><u>なお、C Oデビット取引契約の解消は、1回のC Oデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるC Oデビット取引契約を解消することもできません）</u></p> <p><u>（3）第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、C O加盟店との間で解決してください。</u></p> <p><u>（4）第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびC Oデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。</u></p> <p><u>この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、C O加盟店との間で精算をしてください。</u></p> <p><u>（5）C Oデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためC Oデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。</u></p> <p><u>5.（不正なキャッシュアウト取引の場合の補償）</u></p> <p><u>偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なC Oデビット取引のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当金庫所定の事項を満たす場合、当金庫は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当金庫所定の基準に従って補てんを行うものとします。</u></p>	

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>6. (C Oデビット取引に係る情報の提供)</u></p> <p><u>C O加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下、「事故等」といいます。）が発生した場合、C Oデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、C Oデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。</u></p> <p><u>また、苦情・問合せについても、C Oデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。</u></p> <p><u>7. (カード規定の読替)</u></p> <p><u>カードをC Oデビット取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびC Oデビット取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびC Oデビット取引をする場合」と、同規定第8条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</u></p>	

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>第3章 公金納付</u></p> <p><u>1. (適用範囲)</u></p> <p><u>機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。</u></p> <p><u>この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</u></p> <p><u>但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p><u>2. (準用規定等)</u></p> <p><u>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。</u></p> <p><u>この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</u></p>	新規追加

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■デビットカード取引規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p data-bbox="1099 288 1957 416"><u>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</u></p> <p data-bbox="1055 480 1294 512">第4章 規定の変更</p> <p data-bbox="1061 528 1288 560">1. (規定の変更)</p> <p data-bbox="1099 576 1957 751"><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p data-bbox="1099 767 1957 847"><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	新規追加

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■ Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1.（適用範囲）</p> <p>2.（利用方法等）</p> <p>3.（預金口座振替契約等）</p> <p>4.（預金口座振替契約の解約）</p> <p>5.（本サービスを利用する機能を停止する場合）</p> <p>6.（カード・暗証番号の管理等）</p> <p>7.（偽造カード等による預金口座振替契約）</p> <p>8.（盗難カードによる預金口座振替契約）</p> <p>9.（紛議）</p> <p>10.（規定の準用）</p> <p>11.（規定の変更等）</p> <p>（1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前期（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>1.（適用範囲）</p> <p>2.（利用方法等）</p> <p>3.（預金口座振替契約等）</p> <p>4.（預金口座振替契約の解約）</p> <p>5.（本サービスを利用する機能を停止する場合）</p> <p>6.（カード・暗証番号の管理等）</p> <p>7.（偽造カード等による預金口座振替契約）</p> <p>8.（盗難カードによる預金口座振替契約）</p> <p>9.（紛議）</p> <p>10.（規定の準用）</p> <p>11.（規定の変更等）</p> <p>（1）この規定の各条項<u>その他の条件</u>は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページ</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）<u>前項</u>の変更は、公表<u>等</u>の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>省略</p> <p>一部追加</p> <p>一部追加・変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん自動振込約定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条（振込指定項目の届出）</p> <p>自動振込のお取扱いに当っては、<u>予め振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届けください。</u></p> <p>当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ振込いたします。</p> <p>この場合、預金の引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。</p>	<p>第1条（振込指定項目の届出）</p> <p><u>（1）自動振込の取扱い（以下、「本契約」といいます。）にあたっては、当金庫所定の定額自動振込依頼書（以下、「依頼書」といいます。）に振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人その他必要事項を記入のうえ取引店へ届出てください。</u></p> <p><u>（2）当金庫は、前項の依頼書に記載された自動振込の内容に従って、振込日に指定金額を依頼人の預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）から引落しのうえ受取人へ振込いたします。</u></p> <p>この場合、預金の引落通知または振込金受取書等の発行は省略させていただきます。</p>	<p>番号追加 一部 追加・変更</p> <p>番号追加 一部 追加・変更</p>
<p>第2条（手数料）</p> <p>このお取扱いに当っては、<u>当金庫所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。</p> <p>なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。</p>	<p>第2条（手数料）</p> <p><u>本契約にあたっては、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の振込手数料および口座振替手数料を振込の都度、指定預金口座から引落します。</u></p> <p><u>なお、</u>手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。 <u>また、</u>改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。</p>	<p>一部 追加・変更</p>
<p>第3条（振込日）</p> <p>振込日が休日の場合は、表記のご選択に従い処理いたします。</p> <p>なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。</p>	<p>第3条（振込日）</p> <p>振込日が<u>当金庫休業日</u>の場合は、<u>その前営業日か翌営業日か</u>の選択に従い<u>取扱い</u>いたします。</p> <p>なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。</p>	<p>一部変更</p>
<p>第4条（振込金額）</p>	<p>第4条（振込金額）</p>	<p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん自動振込約定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第5条（指定預金口座からの引落し）</p> <p>㊦ 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金約定にかかわらず、当座小切手または預金通帳→払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。</p> <p>なお、振込手数料および口座振替手数料についても同様の方法により処理いたします。</p> <p>㊧ 指定預金口座の残高が、振込日の当金庫所定時刻までにおいて振込金額→振込手数料および口座振替手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずその月の振込は取り止めいたします。</p> <p>なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。</p> <p>㊨ 通信機器、回線の障害などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。</p>	<p>第5条（指定預金口座からの引落し）</p> <p><u>（1）</u> 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または<u>普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）</u> および同払戻請求書によらず、当金庫所定の方法により取扱いいたします。</p> <p>なお、振込手数料および口座振替手数料についても同様の方法により取扱いいたします。</p> <p><u>（2）</u> 振込日の当金庫所定の時刻までに、<u>指定預金口座の残高（支払可能残高）</u>が振込金額と振込手数料および口座振替手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずその月の振込は取り止めいたします。</p> <p>なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。</p> <p><u>（3）</u> 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。</p>	<p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p>
<p>第6条（振込の取消）</p>	<p>第6条（振込の取消）</p>	<p>省略</p>
<p>第7条（振込の取り止め、変更など）</p> <p>振込を取り止める場合は、解約届を提出してください。</p> <p>また振込の内容等を変更する場合には、解約届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱いをお届けください。</p> <p>なお、お届け前の振込については当金庫はその責任を負いません。</p>	<p>第7条（振込の取り止め、変更など）</p> <p><u>振込期間内</u>に振込を取り止める場合は、<u>当金庫所定のしんきん自動振込サービス停止・解約届を取引店に届出</u>てください。</p> <p>また、振込の内容等を変更する場合には、解約届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱いをお届けください。</p> <p>なお、<u>この届出の前に生じた損害</u>については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>一部追加・変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん自動振込約定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第8条（解約）</p> <p>① この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。</p> <p>② 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。</p> <p>③ この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとしていたします。</p> <p>なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。</p>	<p><u>第8条（通知等）</u></p> <p><u>届出のあった氏名、住所あてに当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき日時に到達したものとみなします。</u></p> <p>第9条（解約）</p> <p><u>（1）本契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。</u></p> <p><u>（2）指定預金口座が解約された場合は、本契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。</u></p> <p><u>（3）本契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとしていたします。</u></p> <p>なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。</p> <p>第10条（災害等による免責）</p> <p>次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（1）災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</p> <p>（2）当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>（3）当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき</p> <p>第11条（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p>本契約にもとづく依頼人の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</p>	<p>追加</p> <p>番号変更 一部変更 一部変更 一部変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん自動振込約定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p>第12条（規定の準用） この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定および振込規定等により取扱います。</p> <p>第13条（規定の変更） （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>1. さがしんホームバンキングサービス</p> <p>(1) さがしんホームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（<del>プッシュホン・パソコン・ホームユース端末。以下「端末機」といいます。</del>）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。</p> <p>① <del>あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合。</del> ただし、プッシュホンは本支店間のみとします。</p> <p>② <del>本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座につき所定の照会を行う場合。</del></p> <p>(2) <del>端末機による依頼は、依頼人が占有・管理する端末機を使用して送信して下さい。</del></p> <p>(3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。</p> <p>①</p> <p>② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。</p>	<p>1. さがしんホームバンキングサービス</p> <p>(1) さがしんホームバンキングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「<u>依頼人</u>」といいます。）の占有・管理する端末機（以下、「<u>端末機</u>」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できます。</p> <p>① <u>本サービスのご利用口座として届出の</u>依頼人名義の預金口座（以下、「<u>支払指定口座</u>」といいます。）より、指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した預金口座（以下、「<u>入金指定口座</u>」といいます。）<u>宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引</u></p> <p>② <u>支払指定</u>口座につき<u>行う</u>所定の照会</p> <p>(2) <u>本サービスで利用できる端末機は次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>プッシュホン式電話（以下、「プッシュホン」といいます。）</u></p> <p>② <u>ファクシミリ</u></p> <p>③ <u>ホームユース端末</u></p> <p>④ <u>スーパーパソコン端末</u></p> <p>⑤ <u>VALUX端末</u></p> <p>(3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。</p> <p>①</p> <p>② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または<u>当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは</u>支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。</p>	<p>一部 変更・削除</p> <p>一部 変更・削除</p> <p>一部 変更・削除 追加・変更</p> <p>省略 一部追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>2. 振込または振替の受付等</p> <p>(1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定めた番号の電話あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作して下さい。</p>	<p><u>(4) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込にもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。</u></p> <p><u>依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。</u></p> <p><u>2. (VALUX端末の利用)</u></p> <p><u>(1) VALUX端末を利用する依頼人は、本サービスの利用に際して、別途株式会社NTTデータ（以下、「NTTデータ」といいます。）との間で、NTTデータが提供するVALUXサービスの契約を締結するものとします。</u></p> <p><u>また、VALUXおよびVALUX接続IDの利用・契約等に関する取扱については、NTTデータの定めによるものとします。</u></p> <p><u>(2) 本サービスを利用するにあたり必要となる対応ソフトウェアは、当金庫では提供いたしません。</u></p> <p><u>依頼人は、他金融機関等の提供する対応ソフトウェアを通じて本サービスを利用するものとします。</u></p> <p><u>当金庫では他金融機関等の提供する対応ソフトウェアの保守および不具合・バージョンアップ等の対応は行わないこととします。</u></p> <p><u>3. 振込または振替の受付等</u></p> <p>(1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合には、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作して<u>ください。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>番号変更 一部 変更・削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(2) プッシュホンの場合は、当金庫で受信した暗証番号+支払指定口座番号および登録番号が届出の暗証番号+支払指定口座番号および登録番号、パソコンの場合は、当金庫で受信した暗証番号(可変暗証番号ならびに承認暗証番号)が届出の暗証番号と、ホームユース端末の場合は、当金庫で受信した暗証番号およびホームユース端末の電話番号が届出の暗証番号+ホームユース端末の電話番号と一致した場合には当金庫は送信者を依頼人とみなします。</p> <p>(3) ご依頼の内容については、当金庫が振込・振替内容についての確認コード(パソコン、ホームユース端末の場合は確認画面の確認コード)を受信した時点で確定するものとします。</p>	<p>(2) <u>当金庫は前項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、発信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。</u></p> <p>① <u>プッシュホンおよびファクシミリ</u>の場合は、当金庫で受信した暗証番号<u>ならびに</u>支払指定口座の<u>支店番号、科目コードおよび口座番号(以下、「口座番号等」といいます。)</u>が、届出の暗証番号<u>および支払指定口座の口座番号等と一致していること</u></p> <p>② <u>ホームユース端末、スーパーパソコン端末</u>の場合は、<u>本項第1号に加え、当金庫で受信した端末機の電話番号が、届出の端末機の電話番号と一致していること</u></p> <p>③ <u>V A L U X 端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した接続 I D が、届出の接続 I D と一致していること</u></p> <p>(3) <u>依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号(あらかじめ当金庫に登録いただいた預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。)、承認暗証番号(当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合ならびにプッシュホン、ファクシミリ、ホームユース端末および V A L U X 端末により取引を行う場合を除きます。以下同じ。)、および意思確認コードを入力の際は、当金庫宛発信してください。</u></p> <p>(4) 依頼の内容については、当金庫が<u>受信した確認暗証番号および承認暗証番号と届出の確認暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定</u>します。</p>	<p>一部 追加・変更</p> <p>追加</p> <p>番号変更 一部 追加・変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫はご指定の内容に従い支払指定口座から振込金額と第4条第1項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。</p> <p>(5) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定、または随時払いおよび定額返済カードローン規定にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。</p> <p>(6) この取扱いによる1回当たりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。</p> <p>また、本サービスの利用時間は当金庫が別に定めた時間内とします。</p>	<p><u>(5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を、依頼人の端末機に発信しますので確認してください。</u>  <u>なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。</u>  <u>この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(6) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振込金額と第6条第3項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続を行います。</u></p> <p><u>(7) 支払指定口座からの資金の引落しは、当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、またはカードローン規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書、またはカードによらず、当金庫所定の方法により取扱います。</u></p> <p><u>(8) この取扱いによる1日あたりおよび1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出た金額の範囲内とします。</u>          また、本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。</p>	<p>追加</p> <p>番号変更 一部 追加・変更</p> <p>番号変更 一部 追加・変更</p> <p>番号変更 一部 追加・変更</p>

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。</p> <p>① 振込または振替時に振込金額と第4条第1項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。</p> <p>②～⑥</p> <p>(8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。</p> <p>なお、振込取引において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。</p>	<p>(9) 以下の各号に該当する場合は、振込および振替はできません。</p> <p>① 振込または振替時に、振込金額と第6条第3項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。</p> <p><u>ただし、支払指定口座からの引落しが複数ある場合に、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額をこえるときは、そのいずれかを引落すかは当金庫の任意とします。</u></p> <p>②～⑥</p> <p>(10) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。</p> <p>なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。</p> <p>4. 依頼内容の変更、組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、依頼内容（受取人の預金種目、口座番号および口座名義人に関する事項をいいます。以下本項において同じ。）の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店（以下、「取引店」といいます。）の窓口において、依頼人が次の訂正の手続を実施していただくことにより、かかる変更を実施します。</p> <p>① 当金庫所定の振込・送金訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p>この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p>	<p>番号変更 一部 追加・変更</p> <p>省略 番号変更 一部 追加・削除</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p>② 当金庫は、振込・送金訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2) 振込取引において、依頼内容の確定後に、その依頼を取りやめる場合、または振込先の金融機関名、店舗名もしくは振込金額を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において、依頼人が次の手続を実施していただくことにより、組戻しを実施します。</p> <p>① 当金庫所定の振込・送金組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p> <p>② 当金庫は、振込・送金組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③ 組戻しされた振込資金は、振込・送金組戻依頼書に指定された方法により返却します。</p> <p>(3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。 この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p>(4) 振込・送金訂正依頼書または振込・送金組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</p>	

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>3. 訂正等</p> <p>本サービスにより照会を行う場合は、前条第1項に準じ送信操作をして下さい。</p> <p>また、照会に対し当金庫が送信した内容につき振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した内容について変更または取消をすることがあります。</p>	<p>5. 照会</p> <p><u>(1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、発信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。</u></p> <p><u>(3) 前項にもとづき当金庫が発信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに発信した情報について変更または取消をすることがあります。</u></p>	<p>番号・条項 変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
<p>4. 手数料等</p> <p>(1) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料を支払って下さい。</p> <p>(2) 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合は、当金庫所定の組戻手数料を支払って下さい。</p>	<p>6. 手数料等</p> <p><u>(1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下、「利用手数料」といいます）および消費税をいただきます。</u></p> <p><u>当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定または総合口座取引規定あるいは当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書の提出を受けることなしに、依頼人が指定した預金口座から当金庫所定の日自動的に引き落とします。</u></p> <p><u>(2) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。</u></p> <p><u>変更後の利用手数料は、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された変更日から適用します。</u></p> <p><u>(3) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の振込手数料を支払ってください。</u></p>	<p>番号変更 変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>5. 取引内容の確認</p> <p>(1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳、定期預金通帳、積立定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合して下さい。</p> <p>なお、毎月末現在の残高証明書をお送りいたしますので、お取引口座の残高をご確認下さい。</p> <p>万一、取引内容・残高に相違がある場合は直ちにその旨をお取引店にご連絡下さい。</p> <p>(2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。</p>	<p><u>(4) 振込取引の組戻手続を行った場合は、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の組戻手数料を支払ってください。</u></p> <p><u>7. 取引内容の確認</u></p> <p>(1) <u>本サービスにより取引を行った場合は、取引後</u>すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。</p> <p>万一、取引内容・残高に相違がある場合は、<u>ただち</u>にその旨をお取引店に連絡<u>してください</u>。</p> <p>(2) <u>依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</u></p> <p><u>ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。</u></p> <p><u>8. 暗証番号等の管理</u></p> <p><u>(1) 端末機、接続IDおよび暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。</u></p> <p><u>(2) 端末機は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。</u></p> <p><u>(3) 端末機、接続ID、暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。</u></p> <p><u>また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。</u></p>	<p>追加</p> <p>番号変更 一部 変更・削除</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>6. 免責事項</p> <p>(±) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>なお、当金庫が意思確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認下さい。</p> <p>(2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際送信された暗証番号（パソコンの場合は、可変暗証番号ならびに承認暗証番号）、支払指定口座番号およびホームユース端末の電話番号と登録番号と届出の暗証番号、支払指定口座番号、登録番号およびホームユース端末の電話番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p>	<p><u>(4) 端末機、接続 I D、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいう。以下同じ。）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。</u></p> <p>9. 免責事項</p> <p><u>(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・<u>インターネット</u>の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>なお、当金庫が意思確認<u>コード</u>を受信する前に回線等の<u>切断・障害等</u>により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容を取引店にご確認<u>くだ</u>さい。</p> <p>(3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に<u>第 3 条第 2 項各号ならびに第 4 項の一致を確認して取扱いを行ったうえは、端末機、接続 I D および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、責任を負いません。</u></p>	<p>番号変更 追加</p> <p>番号変更 一部 追加・変更</p> <p>一部 追加・変更</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>7. 届出事項の変更等            暗証番号、入金・支払指定口座番号等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届け下さい。            この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>8. 解約            この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。            ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。  <del>また、1年以上にわたりこの取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご子承下さい。</del></p>	<p><u>(5) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>10. 届出事項の変更等  <u>(1) 暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、接続ID、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出てください。</u>            この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>11. 解約  <u>(1) 本サービスは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。</u>            ただし、当金庫に対する解約の通知は<u>当金庫所定の書面によることと</u>します。</p> <p><u>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、依頼人に通知することなく、当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。</u></p> <p>① <u>1年以上にわたり、本サービスにて、振替、振込が発生しなかったとき</u></p> <p>② <u>依頼人が本サービスで発生した手数料を支払わなかったとき</u></p> <p>③ <u>住所変更等の届出を怠る等、依頼人の責めに帰すべき事由によって、当金庫で依頼人の所在が不明になったとき</u></p> <p>④ <u>本サービスにおける支払指定口座がすべて解約されたとき</u></p> <p>⑤ <u>依頼人について相続の開始があったとき</u></p>	<p>追加</p> <p>番号変更 番号追加 一部変更</p> <p>追加</p> <p>番号変更 番号追加 一部変更</p> <p>追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>9. 届出印</p> <p>(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等にはあらかじめ届出の印鑑を使用して下さい。</p> <p>(2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>11. 契約期間</p> <p>この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>10. 規定の準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座規定を含みます。)および通知預金規定、定期預金規定、積立定期預金規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、随時払いおよび定額返済カードローン規定によります。</p>	<p><u>⑥ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続開始の申立てがあったとき</u></p> <p><u>⑦ 依頼人がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>12. 届出印</u></p> <p>(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、<u>あ</u>らかじめ届出の印鑑を使用して<u>く</u>ださい。</p> <p>(2) 当金庫は、<u>諸</u>届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>13. 契約期間</u></p> <p>本サービスの当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から<u>解約の申出をしない</u>限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p><u>14. 譲渡、転貸等の禁止</u></p> <p><u>本サービスにもとづく依頼人の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</u></p> <p><u>15. 規定の準用</u></p> <p>この規定に定めのない事項については、普通預金規定、<u>総合口座取引</u>規定、<u>当座勘定規定</u>、<u>当座勘定貸越約定書</u>、カードローン<u>契約</u>規定および振込規定などの各種規定等により取扱います。</p>	<p></p> <p>番号変更 一部変更</p> <p>一部追加</p> <p>番号変更 一部変更</p> <p>追加</p> <p>番号変更 一部追加変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■さがしんホームバンキングサービス取扱規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>16. 規定の変更</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	追加

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条 しんきんインターネットバンキング取引</p> <p>1. 免責事項</p> <p>しんきんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピューター・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>2. 利用資格者</p> <p>本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。</p> <p>なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した利用者番号または各種パスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 使用できる端末</p> <p>4. 本サービスの取扱時間</p>	<p>第1条 しんきん<u>個人</u>インターネットバンキング取引</p> <p>1. <u>しんきん個人インターネットバンキングとは</u></p> <p>しんきん<u>個人</u>インターネットバンキング（以下、「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下、「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピューター・本サービス対応携帯電話機等（以下、「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、資金移動、<u>定期預金新規契約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み、各種ローン一部繰上返済、カードローン借入・返済等</u>の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引<u>および内容を取扱わない</u>場合があります。</p> <p><u>また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</u></p> <p>2. 利用資格者</p> <p>本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。</p> <p>なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した<u>契約者ID（利用者番号）</u>または各種パスワードの不正使用・<u>誤使用</u>などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 使用できる端末</p> <p>4. 本サービスの取扱時間</p>	<p>一部追加 変更 一部追加・変更</p> <p>一部追加</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>5. 手数料等</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）をいただく場合があります。</p> <p>この場合、当金庫は、利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日自動的に引き落とします。</p> <p>なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。</p> <p>(2)</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p>利用者番号および以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。</p> <p>2. 利用登録用パスワードの通知</p> <p>利用登録用パスワードは、当金庫が指定する暗証番号とし、お客様に当金庫所定の方法により通知するものとします。</p> <p>3. お客様カードの送付</p> <p>当金庫は、利用者番号および確認用パスワードを記載した「お客様カード」を、お客様の届出住所あてに郵送するものとします。</p>	<p>5. 手数料等</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下、「利用手数料」といいます。）<b>および消費税</b>をいただく場合があります。</p> <p>この場合、当金庫は、利用手数料<b>および消費税</b>を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日自動的に引き落とします。</p> <p>なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。</p> <p>(2)</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p><b>当金庫は、契約者 ID（利用者番号）</b>および<b>次項</b>以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。</p> <p>2. <b>初回ログイン</b>用パスワードの<b>届出</b></p> <p><b>初回ログイン</b>用パスワードは、<b>お客様</b>が指定する<b>もの</b>とし、お客様<b>から</b>当金庫所定の<b>書面</b>により当金庫に届出るものとします。</p> <p>3. お客様カードの送付</p> <p>当金庫は、<b>契約者 ID（利用者番号）</b>および確認用パスワードを記載した「お客様カード」を、お客様の届出住所に送付するものとします。</p>	<p>一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>一部追加</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>4. ログオンパスワードの登録・変更</p> <p>—(1)—お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログオンパスワードを登録します。</p> <p>なお、ログオンパスワード登録時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>㊦ 当金庫が指定した利用登録用パスワード、お客様カードに記載された「利用者番号」および「確認用パスワード」を端末からお客様自身が入力します。</p> <p>㊧ 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。</p> <p>—(2)—ログオンパスワードの変更も上記の方法により、行うものとします。</p> <p>5. 本人確認手続き</p> <p>(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認</p> <p>すでにログオンパスワードの登録が済んだお客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。</p> <p>① ログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。</p> <p>② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。</p>	<p>4. ログオンパスワードの変更</p> <p>お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログオンパスワードを<u>変更</u>します。</p> <p>なお、ログオンパスワード<u>変更</u>時における本人確認方法は、<u>次に</u>定めるとおりとします。</p> <p><u>(1)</u> お客様が指定した<u>初回ログオン用</u>パスワードおよびお客様カードに記載された<u>契約者 ID</u>（利用者番号）を端末からお客様自身が入力します。</p> <p><u>(2)</u> 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。</p> <p>5. 本人確認手続き</p> <p>(1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。</p> <p>① ログオンパスワード、<u>契約者 ID</u>（利用者番号）、確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。</p> <p>② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログオンパスワード、<u>契約者 ID</u>（利用者番号）、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p><u>a. お客様の有効な意思による申込みであること。</u></p> <p><u>b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。</u></p>	<p>一部変更 項番削除</p> <p>項番変更 一部変更</p> <p>項番変更</p> <p>削除</p> <p>一部削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部 追加・変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうえは、「ログオンパスワード」、「利用者番号」および「確認用パスワード」につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) 「お客様カード」は、お客様ご本人が保管してください。 第三者への譲渡・貸与はできません。</p> <p>(2) お客様が「お客様カード」を紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。 この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。 当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害について責任を負いません。 なお、「お客様カード」の再発行の依頼は、当金庫所定の書面により行うものとし、再発行にあたっては、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p>	<p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、「ログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等」につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。 <u>ただし、ログオンパスワード、契約者 ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のお客様は、第 1 4 条の定めに従い補償を請求できるものとします。</u></p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) お客様カードは、お客様ご本人が保管してください。 第三者への譲渡・貸与はできません。 <u>当金庫から請求があった場合は、お客様はすみやかにお客様カードを返却するものとします。</u></p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。 この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。 当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、<u>第 1 4 条に定める場合を除き、責任を負いません。</u> なお、お客様カードの再発行の依頼は、当金庫所定の書面により行うものとし、再発行にあたっては、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p>	<p>一部変更 項番削除</p> <p>一部 追加・削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(3) 前号の「お客様カード」を失った旨の届出については、電話によることができます。 この場合、当金庫は前項と同様に取扱いします。</p> <p>7. パスワード等の管理</p> <p>(1)</p> <p>(2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。</p> <p>① <del>ログオンパスワード相違に伴う再開手続きは、第2条4項と同じ操作により、ログオンパスワードを変更してください。</del></p> <p>② <del>確認用パスワード相違による再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。</del></p> <p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. ログオンパスワードの登録・変更</p> <p>(1) お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届出てください。 当金庫は、お届けの内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。 ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p>	<p>(3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。 この場合、当金庫は前号と同様に取扱いします。</p> <p>7. パスワード等の管理</p> <p>(1)</p> <p>(2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用 <u>もしくは不正使用等の事実またはそのおそれ</u>がある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、<u>再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続き</u>を行ってください。</p> <p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. <u>サービス利用口座の届出</u></p> <p>(1) お客様は、本サービスで利用する <u>当金庫本支店に開設している</u> 口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。 当金庫は、お届けの内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。 ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p>	<p>一部 変更・削除</p> <p>省略</p> <p>一部追加・ 変更・削除</p> <p>一部 追加・削除</p> <p>変更</p> <p>一部 追加・削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(2) サービス利用口座の変更及び削除については、当金庫所定の書面により届出てください。</p> <p>2. 取引の依頼方法 本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。 当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。</p> <p>3. 取引依頼の確定 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。 この回答が各取引で必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。 なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。</p> <p>第4条 ご利用限度額 1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、申込時にお客様が設定した金額とします。 ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>(2) サービス利用口座の変更及び削除については、当金庫所定の<u>方法</u>により届出てください。</p> <p>2. 取引の依頼方法 本サービスによる取引の依頼は、第2条に<u>基づく</u>本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。 当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。</p> <p>3. 取引依頼の確定 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。 この回答が各取引で必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、<u>かつ当該時間内</u>に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、<u>当金庫は</u>当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。 なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。</p> <p>第4条 ご利用限度額 1回あたり、および1日あたりのご利用<u>の上限金額</u>は、申込時<u>または変更時</u>にお客様が設定した金額とします。 ただし、その上限<u>金額</u>は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、<u>この上限金額</u>をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 <u>上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</u></p>	<p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部 追加・変更</p> <p>一部 追加・変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第5条 資金移動</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p>(2) 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。</p> <p>(3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額、振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>(4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。</p>	<p>第5条 資金移動</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下、「指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下、「支払指定口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p>(2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。</p> <p><u>支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。</u></p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>(4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・<u>キャッシュカード</u>および払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。</p>	<p>一部 変更・削除</p> <p>一部 追加・削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(5) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。</p> <p>① 振込または振替時に、振込金額と振込手数料との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。</p> <p>② 支払指定口座が解約済のとき。</p> <p>③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。</p> <p>④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めるとき。</p> <p>⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。</p> <p>⑥ その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。</p>	<p>(5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。</p> <p>① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。</p> <p>② 支払指定口座が解約済のとき。</p> <p>③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。</p> <p>④ 差押、<u>相殺</u>等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めるとき。</p> <p>⑤ 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。</p> <p>⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。</p>	一部追加・変更・削除
<p>(6) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。</p> <p>なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。</p>	<p>(6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。</p> <p>なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。</p>	一部削除
<p>2. 振込指定日</p> <p>振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を振込指定日とします。</p> <p>ただし、振込依頼日当日を振込指定日として指定した際、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌営業日扱い」とし、当金庫所定の翌銀行窓口営業日（以下「翌営業日」といいます。）に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。</p>	<p>2. 指定日</p> <p><u>振込・振替</u>依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下、「<u>依頼日</u>」といいます。）を指定日とします。</p> <p>ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる場合は、当金庫所定の方法により取扱います。</p>	一部追加・変更

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①及び②の訂正の手続により取扱います。</p> <p>ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続により取扱います。</p> <p>① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p>②</p> <p>③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。</p> <p>現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</p> <p>この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続により取扱います。</p>	<p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p>(1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。</p> <p>ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続により取扱います。</p> <p>① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる<u>届出印</u>により記名押印して提出してください。</p> <p><u>この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></p> <p>②</p> <p>③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。</p> <p>現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。</p> <p>この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続により取扱います。</p>	<p>一部削除</p> <p>一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>一部削除</p> <p>一部削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p>②～③</p> <p>(3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。 この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</p> <p>(6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻しを行った場合、第1項第1号の振込手数料は返還しません。</p> <p>(7)</p> <p>第6条 照会サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。</p> <p>なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。</p>	<p>① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。</p> <p><u>この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></p> <p>②～③</p> <p>(3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、<u>原則</u>訂正または組戻しができません。 この場合には、<u>お客様と</u>受取人との間で協議してください。</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と<u>届出印</u>（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</p> <p>(6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻しを行った場合、第1条第<u>5</u>項<u>第2号</u>の振込手数料は返還しません。</p> <p>(7)</p> <p>第6条 照会サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報<u>および当金庫が定める各種取引の内容</u>を照会することができます。</p> <p>なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。</p>	<p>一部追加</p> <p>省略</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部削除</p> <p>一部変更</p> <p>省略</p> <p>一部追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>2. 照会後の取消、変更</p> <p>第7条 通知サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>2. 送信の遅延・不達</p> <p>通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>2. 照会後の取消、変更</p> <p>第7条 通知サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>2. 送信の遅延・不達</p> <p>通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、<u>照会サービスを利用しないことにより</u>生じた損害については、<u>第14条に定める場合を除き</u>、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>第8条 税金・各種料金払込みサービス</u></p> <p><u>1. 取引の内容</u></p> <p><u>(1) 税金・各種料金払込みサービス（以下、「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落とし金を払込むことができるサービスをいいます。</u></p> <p><u>(2) 料金払込みサービス 1 回あたり、および 1 日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条における振込と同様の取扱いとします。</u></p> <p><u>(4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。</u></p> <p><u>(5) 当金庫は、お客様に対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。</u></p> <p><u>(6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。</u></p>	<p>省略</p> <p>省略 一部 追加・削除</p> <p>条項追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。</u>  <u>なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。</u></p> <p><u>2. 利用の停止・取消等</u></p> <p><u>(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込サービスの利用を停止することがあります。</u>  <u>料金払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。</u></p> <p><u>(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。</u></p> <p><u>(3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消となる場合があります。</u></p> <p><u>第9条 資金移動ロック取引</u></p> <p><u>1. 取引の内容</u></p> <p><u>(1) お客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止し、または停止を解除することができます。</u></p> <p><u>(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた「資金移動」と「税金・各種料金払込みサービス」（以下あわせて「停止対象取引」といいます。）の利用を停止します。</u></p>	<p>条項追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第8条 取引の記録 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。</p> <p>第9条 海外からのご利用 海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。 当該国の法律を事前にご確認ください。</p>	<p><u>(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。</u> <u>「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。</u></p> <p><u>2. 障害時の対応</u> <u>通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、停止対象取引を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断により「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。</u></p> <p><u>第10条 届出事項の変更等</u> <u>本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届出するものとします。</u> <u>この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</u> <u>ただし、届出事項のうち、住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。</u></p> <p>第11条 取引の記録 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</p> <p>第12条 海外からのご利用 海外からはその国の法律・制度・通信事情・<u>通信機器</u>の仕様などによりご利用いただけない場合があります。 当該国の法律を事前にご確認ください。</p>	<p>備考</p> <p>条文追加</p> <p>番号変更 一部削除</p> <p>番号変更 一部変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第10条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項</p> <p>次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>①～③</p> <p>2. 通信経路における安全対策</p> <p>お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。</p> <p>3. 端末の障害</p> <p>本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。</p> <p>当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。</p> <p>万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. 郵送上の事故</p> <p>当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が「お客様カード」の裏面に記載の「確認番号」を知り得たとしても、そのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>第13条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項</p> <p>次の<u>いずれか</u>の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>①～③</p> <p>2. 通信経路における安全対策</p> <p>お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに<u>関して</u>当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。</p> <p>3. 端末の障害</p> <p>本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。</p> <p>当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。</p> <p>万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. <u>送付</u>上の事故</p> <p>当金庫が発行したお客様カードが<u>送付</u>上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます。）がお客様カードに記載された<u>確認用パスワード</u>を知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>第14条に定める場合を除き</u>、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>番号変更 一部変更</p> <p>省略</p> <p>一部変更</p> <p>一部削除</p> <p>一部変更 一部追加・ 変更・削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
	<p><u>第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</u></p> <p><u>1. 補償の要件</u></p> <p><u>ログオンパスワード、契約者 ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</u></p> <p><u>（1）お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。</u></p> <p><u>（2）当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。</u></p> <p><u>（3）お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。</u></p> <p><u>2. 補償対象額</u></p> <p><u>前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。</u></p> <p><u>ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</u></p>	<p>条項追加</p>

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
第11条 解約等	第15条 解約等	番号変更
<p>1. 都合解約</p> <p>本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。</p>	<p>1. 都合解約</p> <p>本サービスの契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p>	一部 追加・削除
<p>2. 代表口座の解約</p> <p>代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。</p>	<p>2. 代表口座の解約</p> <p>代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。</p>	一部変更
<p>3. サービスの利用停止</p> <p>お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>④ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>⑤ お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p>	<p>3. サービスの利用停止</p> <p>お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p><u>(1)</u> 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。</p> <p><u>(2)</u> お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。</p>	一部 追加・変更
<p>4. サービスの強制解約</p> <p>お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、お客様への通知の到着のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。</p>	<p>4. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、お客様への通知の到着のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。</p>	一部変更
<p>④ 当行に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき</p> <p>⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となったとき</p>	<p><u>(1)</u> 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき。</p> <p><u>(2)</u> 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。</p>	一部 追加・変更 一部 追加・変更

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>㊦ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき</p> <p>㊧ 相続の開始があったとき</p> <p>第12条 通知等の連絡先</p> <p>当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。</p> <p>その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。</p> <p>なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第13条 規定等の準用</p> <p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p>	<p><u>(3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。</u></p> <p><u>(4) 相続の開始があったとき。</u></p> <p><u>(5) 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</u></p> <p>第16条 通知等の連絡先</p> <p>当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。</p> <p>その場合、当金庫に届出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。</p> <p>なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第17条 規定等の準用</p> <p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定、<u>各種ローン規定、カードローン規定</u>ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p>	<p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・変更</p> <p>追加</p> <p>番号変更</p> <p>一部削除</p> <p>番号変更</p> <p>一部追加・削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん個人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第14条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示 その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。</p> <p>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が 生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>第18条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。</p> <p><u>変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他の当金庫所定の方法で 公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日 以降は、</u>変更後の内容に従い取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が 生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>番号変更 一部 追加・変更</p>
<p>第15条 契約期間</p>	<p>第19条 契約期間</p>	<p>番号変更</p>
<p>第16条 準拠法・管轄</p> <p><del>本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・ 質入・貸与等することができません。</del></p>	<p>第20条 準拠法・管轄</p> <p><u>本契約の契約準拠法は日本法とします。</u></p> <p><u>本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫 (本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所 とすることに合意します。</u></p>	<p>番号変更 全文変更</p>
<p>第17条 譲渡・質入・貸与の禁止</p>	<p>第21条 譲渡・質入・貸与の禁止</p>	<p>番号変更</p>
<p>第18条 サービスの終了</p>	<p>第22条 サービスの終了</p>	<p>番号変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん法人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングサービスの申込</p> <p>1. しんきん法人インターネットバンキングサービスとは</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した利用者番号または各種暗証番号の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスの利用申込をするものとします。</p> <p>3. 利用資格者</p> <p>ご契約先は、本サービスの申込に際してご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます）を申込書により届け出るものとします。</p> <p>管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。</p> <p>ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届け出るものとします。</p> <p>当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届け出るものとします。</p>	<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングサービスの申込</p> <p>1. しんきん法人インターネットバンキングサービスとは</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した利用者番号、各種暗証番号<u>または電子証明書</u>の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービス<u>を</u>利用するものとします。</p> <p>3. 利用資格者</p> <p><u>(1)</u> 契約先は、本サービスの申込に際してご契約先を代表する管理者（以下、「管理者」といいます）を申込書により届け出るものとします。</p> <p><u>(2)</u> 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下、「利用者」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。</p> <p><u>(3)</u> ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届け出るものとします。</p> <p>当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(4)</u> 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届け出るものとします。</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>一部追加・変更</p> <p>項番追加</p> <p>一部追加</p> <p>項番追加</p> <p>一部追加</p> <p>項番追加</p> <p>項番追加</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん法人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(2) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。</p> <p>(3) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止しますので、当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。</p>	<p>(3) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。</p> <p>(4) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止しますので、当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。</p>	<p>番号変更</p> <p>番号変更</p>
<p>第3条 取引の依頼</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービス利用口座の届出</li> <li>2. 取引の依頼方法</li> <li>3. 取引依頼の確定</li> </ol>	<p>第3条 取引の依頼</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービス利用口座の届出</li> <li>2. 取引の依頼方法</li> <li>3. 取引依頼の確定</li> </ol>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
<p>第4条 資金移動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取引の内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ~ (2)</li> <li>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</li> <li>(5) ~ (6)</li> </ol> </li> <li>2. 指定日</li> <li>3. 依頼内容の変更・組戻し           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ~ (4)</li> <li>(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</li> </ol> </li> </ol>	<p>第4条 資金移動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取引の内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ~ (2)</li> <li>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、振込手数料および消費税の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</li> <li>(5) ~ (6)</li> </ol> </li> <li>2. 指定日</li> <li>3. 依頼内容の変更・組戻し           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ~ (4)</li> <li>(5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</li> </ol> </li> </ol>	<p>省略</p> <p>一部削除</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>一部削除</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん法人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(6)～(7)</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>(1) 当金庫は、「振替」・「振込」それぞれについて一件あたりの上限金額、1日（基準は「午前零時」）あたりの上限金額を設けます。</p> <p>なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。</p> <p>(2) ご契約先は「振替」・「振込」それぞれについて、前号に基づき定められた一件あたりの上限金額および一日（基準は「午前零時」）あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。</p> <p>(3)</p> <p>第5条 照会サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>2. 照会後の取消、変更</p> <p>第6条 データ伝送サービス</p> <p>1. サービスの定義</p> <p>2. 取りまとめ店</p> <p>3. 取扱方法</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>第7条 税金・各種料金払込みサービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>2. 利用の停止・取消し等</p>	<p>(6)～(7)</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>(1) 当金庫は、振込・振替それぞれについて1件あたりの上限金額、1日（基準は「午前零時」）あたりの上限金額を設けます。</p> <p>なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。</p> <p>(2) ご契約先は振込・振替それぞれについて、前号に基づき定められた1件あたりの上限金額および1日（基準は「午前零時」）あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。</p> <p>(3)</p> <p>第5条 照会サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>2. 照会後の取消、変更</p> <p>第6条 データ伝送サービス</p> <p>1. サービスの定義</p> <p>2. 取りまとめ店</p> <p>3. 取扱方法</p> <p>4. ご利用限度額</p> <p>第7条 税金・各種料金払込みサービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>2. 利用の停止・取消し等</p>	<p>省略</p> <p>一部 変更・削除</p> <p>一部 変更・削除</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。



## ■しんきん法人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第8条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により代表口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第8条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により<u>当該</u>口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	一部変更・削除
<p>第9条 取引の記録</p>	<p>第9条 取引の記録</p>	省略
<p>第10条 海外からのご利用</p> <p>海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。</p> <p>当該国の法律を事前にご確認ください。</p>	<p>第10条 海外からのご利用</p> <p>海外からはその国の法律・制度・通信事情・<u>通信機器</u>の仕様などによりご利用いただけない場合があります。</p> <p>当該国の法律を事前にご確認ください。</p>	一部変更
<p>第11条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項</p> <p>次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>㊤ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき</p> <p>㊦ 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき</p> <p>㊧ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき</p> <p>2. 通信経路における安全対策</p>	<p>第11条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項</p> <p>次の<u>いずれか</u>の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(1)</u> 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき。</p> <p><u>(2)</u> 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。</p> <p><u>(3)</u> 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。</p> <p>2. 通信経路における安全対策</p>	一部変更 一部追加・変更 一部追加・変更 省略

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん法人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>3. 端末の障害</p> <p>本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。</p> <p>当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。</p> <p>万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. 送付上の事故</p> <p>第12条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>2. 代表口座の解約</p> <p>3. サービス利用口座の解約</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>ご契約先が、以下の各号の一に該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>㊦ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>㊧ 利用手数料の支払が遅延した場合</p> <p>㊨ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>㊩ 「お客様カード」が郵便不着等で返戻された場合</p> <p>㊪ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合</p> <p>㊫ 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき</p>	<p>3. 端末の障害</p> <p>本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。</p> <p>当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。</p> <p>万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. 送付上の事故</p> <p>第12条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>2. 代表口座の解約</p> <p>3. サービス利用口座の解約</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>ご契約先が、<u>次のいずれか</u>に該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p><u>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。</u></p> <p><u>(2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。</u></p> <p><u>(3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。</u></p> <p><u>(4) お客様カードが不着等で返戻された場合。</u></p> <p><u>(5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。</u></p> <p><u>(6) 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。</u></p>	<p>一部削除</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>一部変更</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・変更</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。

## ■しんきん法人インターネットバンキングサービス規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p>㊦ 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき</p> <p>㊧ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>㊨ 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>5. 解約後の処理</p> <p>第13条 通知等の連絡先</p> <p>第14条 規定等の準用</p> <p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。</p> <p>第15条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。</p> <p>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第16条 契約期間</p> <p>第17条 機密保持</p> <p>第18条 準拠法・管轄</p> <p>第19条 譲渡・買入・貸与の禁止</p> <p>第20条 サービスの終了</p>	<p><u>(7)</u> 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。</p> <p><u>(8)</u> 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>(9)</u> 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>5. 解約後の処理</p> <p>第13条 通知等の連絡先</p> <p>第14条 規定等の準用</p> <p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、<u>総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書</u>等により取扱います。</p> <p>第15条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。</p> <p><u>変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、</u>変更後の内容に従い取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第16条 契約期間</p> <p>第17条 機密保持</p> <p>第18条 準拠法・管轄</p> <p>第19条 譲渡・買入・貸与の禁止</p> <p>第20条 サービスの終了</p>	<p>一部追加・変更</p> <p>一部追加・変更</p> <p>一部変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>一部追加</p> <p>一部追加・変更</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

※「省略」箇所は、以前の規定の文言と変更はありません。